

日本で起きる地震には「海溝型」と「直下型」があります

日本で起きる地震の主な原因には、「海溝型地震」と「直下型地震」の2種類があります。

海溝型地震



海溝型地震は、プレートの境界で起こるため、被害が広範囲になるほか、揺れの周期が長いのが特徴です。このタイプの地震では、プレートが海水も一緒に跳ね上げるために大きな津波が起こる場合があります。平成23年3月11日に起きた

東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）や、今後発生が予想されている南海トラフ地震はこのタイプです。

南海トラフ地震は、四国沖から紀伊半島の南東沖の南海トラフ沿いで起こる地震です。南海トラフでは過去概ね100年から150年の間隔で大地震が発生しており、近年では、1944年の昭和東南海地震、1946年の昭和南海地震が起きてから70年近くが経過し、次の大地震発生の可能性が高まっています。

四日市市においても、最大震度7が予想されている地域があり、今後30年以内に発生する確率は70%程度、50年以内に発生する確率は90%程度となっています。

内陸直下型地震



内陸直下型地震は、活断層が原因で起こるため、被害の範囲は狭く、揺れている時間は短いのですが、大きい縦揺れが特徴です。都市の真下で起こることもあるので、被害が必ずしも小さいとは限りません。

この地震の例として、兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）、福井地震、鳥取地震などがあります

四日市市においても、養老-桑名-四日市断層帯による最大震度7が予想されている地域がありますので、詳しくは三重県のホームページ「防災みえ」などをご確認ください。

昭和56年5月以前の建築物は耐震性能が低いことが多いので耐震診断を実施して建物の耐震性を確認しましょう！

●昭和56年5月以前に建築の木造住宅は市の無料耐震診断が受けられます

【昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に建てられた木造住宅について】
新耐震基準に適合している住宅であっても、「壁の配置のバランス等」により耐震性が劣る可能性があることから、耐震診断などにより安全性の確認に努めましょう。

地震被害後の建築物の判定には3種類あります

- 1 被災建築物応急危険度判定（地震直後に二次被害防止のため）
- 2 被災度区分判定（家屋の財産的被害程度の認定のため）
- 3 リ災証明（応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため）

1 被災建築物応急危険度判定

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために行う調査です。

2 被災度区分判定と復旧

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。
※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。



被災者

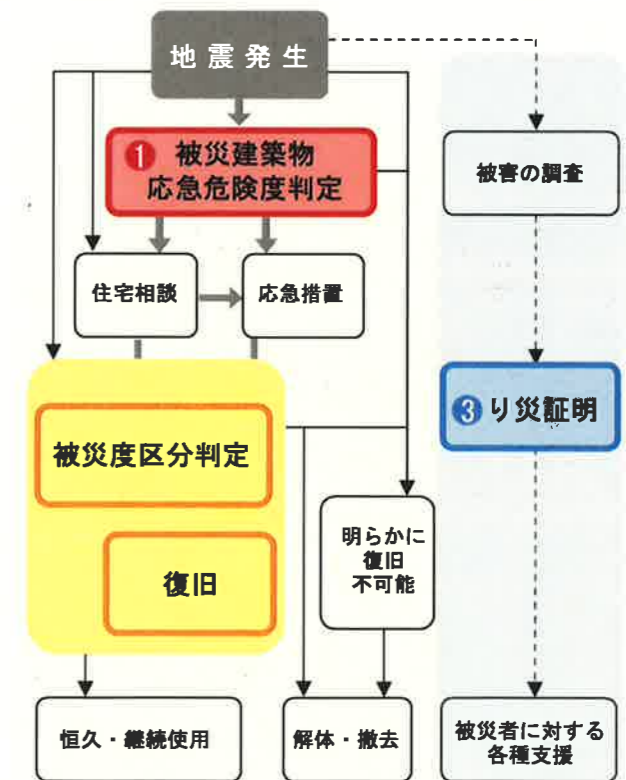
判定及び復旧計画作成の依頼

被災度区分判定 復旧設計・工事

建築士事務所等



被災度区分判定は所定の講習会を受けた建築士事務所などの専門の技術者が行います。



3 リ災証明

リ災証明は、被災者生活再建支援法等による被災者への各種の支援施策や税の減免等を被災者が申請するにあたって必要とされる家屋の被害程度を、市長が証明するものです。

リ災証明のための被災家屋の被害程度の調査は、被災した家屋の損害割合を算出することによって、資産価値的観点からの被害程度（全壊、半壊等）を明らかにするものです。